

地域安全ニュース 2月号

発行者 茂原警察署管内防犯組合連合会 電話 0475-25-0660

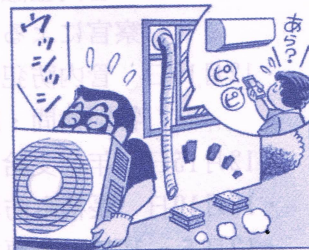
犯罪の発生状況について

平成27年中の茂原警察署管内における犯罪の認知件数は、1,733件で、平成26年中と同数となっています。

侵入盗・乗り物盗は減少していますが、非侵入盗（特に金属盗）等が多く発生しています。工事現場に大量の金属製品を保管しないようにしましょう。やむを得ず保管する際は、防犯対策を強化するように努めてください。

警察では本年も署員一丸となって、犯罪の未然防止活動と検挙活動を強力に推進して参ります。

地域の皆様も、一人ひとりが地域の安全は自分たちの手で守るという意識のもと、防犯パトロールなどの自主防犯対策にご協力いただけますようお願い致します。



管内の犯罪発生状況（平成27年中）

	認知総数	空き巣	忍込み	自動車盗	自転車盗	車上ねらい	その他
管内	1733(± 0)	39(-22)	40(+19)	39(-41)	197(- 6)	122(-70)	1296(+120)
茂原市	1131(+78)	30(- 2)	28(+22)	18(-12)	172(+ 6)	85(-24)	798(+88)
白子町	150(+28)	0(-11)	2(- 4)	4(-11)	2(- 1)	8(- 1)	134(+56)
長柄町	72(-50)	2(- 9)	0(- 6)	3(-12)	3(± 0)	8(- 1)	56(-22)
長南町	55(-38)	3(± 0)	1(+ 1)	2(- 8)	0(± 0)	6(-10)	43(-21)

注1 罪種別は主なものを計上。詳細は、県警ホームページ <http://www.police.pref.chiba.jp/> を参照してください。

注2 () 内の数字は、前年同期と比較したものです。注3 管内は長生郡市全域です。注4 認知件数は暫定値です。

金融機関における「電話 de 詐欺」水際対策について

「電話de詐欺」の犯人は、あなたの息子、孫などになりすまして、緊急事態を告げて現金を要求し、銀行員や会社の同僚等を装い自宅などに現金を受け取りに来ます。

茂原警察署管内でも昨年中に、24件発生しています。

お金を渡す前に、必ずご家族や警察に相談をしてください。

「電話 de 詐欺」の被害を水際で防止する（水際対策）観点から、千葉県警察では、県内の金融機関に対して

- 高額のお金をお持ち帰りになるお客様
- 高額のお金を振り込みをされるお客様

が来店された際に、「電話 de 詐欺」に騙されていないか確認するため

- 現金引き出し理由
- 息子や孫から「携帯をなくした」「電話番号が変わった」などの連絡があったか
- 引き出しは息子や孫から電話で頼まれたものか
- 息子や孫の変更前の電話に確認しているか
- 急いで引き出しをしないと息子や孫が困るか

などについてお声かけをして、「電話 de 詐欺」の疑いがある場合には、110通報若しくは、最寄りの警察署への連絡を依頼しています。

「電話 de 詐欺」の被害を未然に防止するため、金融機関における「電話 de 詐欺」水際対策にご理解とご協力をお願いします。



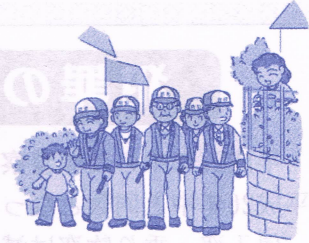
確認戦士カクニダー

ボランティア団体等の活動状況について

警察では、年末年始の特別警戒中に、地域の皆様が安全で安心な年末年始を過ごせるように、各ボランティア団体の方々と協働して、様々な行事や巡回パトロールを実施しました。

主な活動状況は、

- ・12月3日 管内金融機関防犯協議会との1日警察署長・1日女性警察官による金融機関の巡回指導の実施
- ・12月10日 管内防犯組合連合会、交通安全協会等による、年末年始特別検閲・駅前防犯キャンペーンへの激励視察の実施
- ・12月15日 年金支給日の銀行・ATM警戒の実施
- ・12月19日 長柄町防犯組合との巡回パトロールの実施
- ・12月5～19日 茂原市防犯組合との市内地区別巡回パトロールの実施



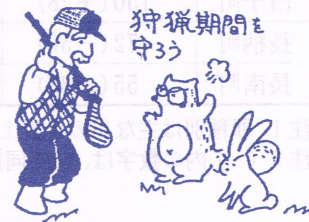
今後も、ボランティア団体の方々と連携をとりながら、様々な活動を行って参ります。地域の皆様もこれらの活動に、ご参加いただけるようよろしくお願い致します。

猟銃用残火薬類の適正な措置について

本年度の狩猟期間は、2月15日(月)までとなっています。

実包などを使用(消費)せず自宅に置いたままにいませんか。実包などを紛失したり、盗難被害に遭わないためにも残火薬類は適正に措置してください。

* 銃砲刀剣類所持等取締法では、「銃砲を保管するに当たっては、同一建物内に適合する実包等を保管しないよう努めなければならない」ことや「実包等の措置状況(譲受、譲渡、消費、廃棄等)については、確実に帳簿記載しなければならない」ことが規定されています。



〈火薬類の措置方法〉

- 射撃場で射撃練習をして消費する
- 銃砲火薬店などへ譲渡する
- * この場合は法の定めによる「譲渡の許可」が必要となります。
- 社団法人日本火薬銃砲商組合連合会加盟の銃砲店に廃棄依頼する
- * この場合は、「譲渡の許可」は不要ですが、廃棄のための料金がかかります。

銃砲刀剣類の一斉検査について

銃砲刀剣類の所持許可者は、公安委員会からの通知により、当該銃砲刀剣類若しくは所持許可証又は実包の管理状況を記録する帳簿を指定された警察署等に自ら持参し、警察職員の検査を受けなければなりません。

〈実施日時及び場所〉

茂原警察署管内では、3月4日(金)、5日(土)の2日間で行います。実施場所や時間については、所持者の方に事前に案内通知を郵送致します

今年はサミットの開催などにより、検査日程が早まりました。確実に検査を受けるため誤りのないようお願い致します。

〈問い合わせ先〉

- 茂原警察署生活安全課 ☎ 0475-22-0110(代)
- 千葉県警察本部風俗保安課保安係 ☎ 043-201-0110 内線3462